

平成27年8月1日

申請手数料表 2

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 構造特別評価手数料（課税対象）

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第99条第1項の規定による）

（表—2）

単位：円

(い) 特別評価方法の区分		(ろ)	(は)
構造の安定に関する性能 表示事項として、平成12 年建設省告示第1668号に 定められているもの	床面積の合計が500㎡以内のもの	399,600	54,000
	床面積の合計が500㎡を超え、3,000㎡以内のもの	604,800	75,600
	床面積の合計が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	907,200	97,200
	床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	1,166,400	118,800

- ・ 手数料は（ろ）欄の額 + （は）欄の額 です。
- ・ ただし同じ技術内容で建築基準法第68条の26第1項の構造方法等の認定がなされていれば、手数料は（ろ）欄の額 × 0.5 + （は）欄の額 です。

1. 審査の途中での取り下げによる手数料の返金はしません。
2. 委員会にて審査中に、重要な設計変更があった場合、取り下げとなる場合があります。
3. 審査終了後に重要な設計変更を行った場合、本審査結果が無効となる場合があります。
4. 価格は消費税を含んだ総額表示です。